

非公募とする理由

施設設置の目的、性格、規模等により公募に適さないもの	
総合福祉センター	当該施設は、地域福祉の推進を目的として設置したもので、各種福祉事業の中核となる複合施設であり、その管理運営にあたっては、一定の組織力及び地域や社会福祉施設との調整能力が求められるため
障がい者福祉センター	当該施設は、総合福祉センターの一面に設置した施設であり、同施設との一体的な管理運営を行うことにより、効率的な管理運営が可能となるため
西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター	当該施設は、農村地域の地域資源の調査・研究・保全、自然環境及び地域社会の整備・改善等の環境改善活動を行うことを目的として西鬼怒公園内に設置した施設であり、地域の住民・企業・行政の連携のもとで、当該地域に根ざした環境改善活動を実践することが求められるため
文化会館	当該施設は、本市の文化振興及び住民福祉の推進拠点として設置した大規模施設であるとともに、本市独自の文化振興事業を展開していくためには、施設の維持管理はもとより、文化振興事業と舞台芸術の専門性や運営ノウハウが特に要求されるため
飛山城史跡公園 ※平成２１年度から、新たに指定管理者制度を導入	当該施設は、飛山城跡の文化財を広く市民に公開し、郷土の歴史と文化に対する関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として設置した施設であり、当該地域に根ざした事業の企画運営能力等が求められるため
その他公募を行わないことについて合理的な理由があるもの	
泉が丘ふれあいプラザ	当該施設は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという障害者自立支援法の趣旨に沿った管理運営がなされる施設であり、利用者と施設管理者との信頼関係を確保し、利用者の精神的な安定と保護者の安心を得ることが不可欠であるため
障がい者作業所（２施設）	当該施設は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという障害者自立支援法の趣旨に沿った管理運営がなされる施設であり、利用者と施設管理者との信頼関係を確保し、利用者の精神的な安定と保護者の安心を得ることが不可欠であるため
自転車駐車場（８施設）	当該施設は、利用者が快適に利用できるよう、適正な管理運営が求められる施設であり、高齢者の雇用確保といきがいくつくりという役割も担っているため
体育施設（２２施設）	当該施設は、スポーツの普及振興を図り、市民の健康づくりに寄与することを目的として設置されており、市内に点在する２２の体育施設を一体的に管理運営し、各種スポーツ団体との綿密なネットワークのもと、円滑な施設の利用調整などを行うことで、市民の利便性を確保するとともに、屋内外の多種多様な施設ごとのスポーツ振興事業を着実に展開することが求められるため